

地方独立行政法人宮城県立こども病院
平成27年度の業務実績に関する評価結果

平成28年9月

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会

目 次

第1	評価の視点	1
第2	全体評価について	
1	平成27年度業務実績全般の評価	2
2	診療事業及び福祉事業	2
3	成育支援事業・療育支援事業	2
4	予算、収支計画及び資金計画等	3
5	人事に関する計画	3
第3	項目別評価について	4
1	県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1)	診療事業及び福祉事業	
①	質の高い医療・療育の提供	5
②	患者・家族の視点に立った医療・療育の提供	6
③	患者が安心できる医療・療育の提供	6
(2)	成育支援事業・療育支援事業	7
(3)	臨床研究事業	7
(4)	教育研修事業	8
(5)	災害時等における活動	9
2	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1)	効率的な業務運営体制の確立	9
(2)	業務運営の見直し及び効率化による収支改善	9
3	予算、収支計画及び資金計画	4
4	短期借入金の限度額	5
5	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	6
6	剰余金の使途	10
7	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
(1)	人事に関する計画	11
(2)	職員の就労環境の整備	11
(3)	医療機器・施設整備に関する事項	12
別紙	地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する評価の考え方について〈抜粋〉	13
	地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会名簿	15

第1 評価の視点

「宮城県立こども病院」（以下「こども病院」という。）は、平成15年11月の開院以来、宮城県の小児医療システムの中核を担う周産期・小児医療分野の高度専門医療を集約的に提供する病院として、その役割を果たしてきた。こうした中で、病院の使命や理念のより確実な実現を図ること、継続的かつ安定的な医療を提供する観点から、運営形態を県立民営方式から地方独立行政法人に移行することとし、平成18年4月1日、「地方独立行政法人宮城県立こども病院」（以下「法人」という。）が設立された。

また、急性期から慢性期に至るまでの高度な医療・療育サービスの提供を行うことを目指し、平成27年4月1日に県立県営の医療型障害児入所施設である宮城県拓桃医療療育センター（以下「拓桃」という。）と運営主体を統合し、平成28年3月1日には拓桃がこども病院に移転し、一体的な運営が可能となった。

法人は、その担うべき役割を十分に認識し、その使命や理念の確実な実現を図ることが求められており、法人の設立団体である宮城県が設置する「地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会」では、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条の規定により、事業年度ごとに法人の業務実績について評価を行うことになっている。

平成27年度の法人の業務実績の評価は、宮城県知事が定めた法人が達成すべき業務運営に関する目標を踏まえ、別紙「地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する評価の考え方について」に基づき、法人が作成した地方独立行政法人宮城県立こども病院中期計画（以下「中期計画」という。）及び地方独立行政法人宮城県立こども病院平成27年度計画（以下「年度計画」という。）の事項ごとに行ったものである。

なお、本評価に当たっては、法人から提出された業務実績報告に基づき、ヒアリング等を実施している。

第2 全体評価について

1 平成27年度業務実績全般の評価

こども病院の平成27年度業務実績については、全般において目標・計画を達成しており、安定した業務運営のために改善に取り組んでいる努力が認められる。特に、平成27年度は、拓桃との運営統合という大きな事業を行いながら、質の高い医療・療育を提供し続けたことが高く評価できる。

医療施設であるこども病院と福祉施設である拓桃との経営統合の効果は大きく、小児在宅医療の充実が期待される。

また、在宅後方支援病院としての役割を果たすことやショートステイやレスパイトの充実等、今後の方向性を示唆している。

統合したことのメリットを最大限に生かし、小児医療及び障害児福祉の総合的な施設としての発展を期待する。

2 診療事業及び福祉事業

心疾患、外科関連疾患、極低出生体重児入院数、消化管内視鏡検査数、造血幹細胞移植数、分娩数などが昨年度より増加しており、関係者の努力が伺える。

また、拓桃と合併したことにより、これまで不十分であった障害児の療育（発達支援）という面がカバーできるようになった。

3 成育支援事業・療育支援事業

こどもへの病名告知や手術の事前説明の際に、チャイルド・ライフ・スペシャリスト¹や子ども療養支援士²が同席し、医師の説明に対するこどもの反応を見ながら、年齢に適した言葉やツールを用いて、こどもがより理解を深められるよう支援している点など高く評価したい。

¹ チャイルド・ライフ・スペシャリスト：病気や怪我で慣れない病院生活を送っているこどもに対し、その成長に合わせて病気や治療の理解を促し、不安やストレスを和らげる支援を行う資格者のこと。

² 子ども療養支援士：こどもは年齢によって理解できる内容や不安の程度が異なるため、病気を恐れたり混乱しないよう、こどもの成長・発達に合わせ、正しい情報を伝えるなどの支援を行う専門職（非国家資格）のこと。

また、ボランティアの積極的な受け入れと、その活動内容の充実ぶりは特筆すべきであり、ボランティアの活動しやすい環境づくりに努められていることを大変評価したい。

4 予算、収支計画及び資金計画等

収入の増加及び支出の抑制・削減に取り組んだが、こども病院における医業収益が減額し、医業費用が大幅に増額したことにより収支が悪化している。

平成 28 年度以降は、統合によるシナジー効果の発揮とともに、重複投資の解消等により経費削減できる箇所はないかの検討も必要と考えられる。

5 人事に関する計画

拓桃の業務を適正に運営するために、業務に精通した宮城県からの派遣職員の配置や移転統合後に安定的な療育サービスの提供ができるように、こども病院の看護師等の計画的な人事異動を実施したことは評価できる。

また、院長以下、その道の優秀な医師が活躍しており、人材育成にも力を入れていることが伺える。

第3 項目別評価について

項目別評価については、下記5段階の判定基準により、13の項目ごとに評価を行った。

【判定基準】

判定基準	判定結果数
「S」：中期計画・年度計画を大幅に上回っている。	0
「A」：中期計画・年度計画を上回っている。	12
「B」：中期計画・年度計画に概ね合致している。	1
「C」：中期計画・年度計画をやや下回っている。	0
「D」：中期計画・年度計画を下回っており、大幅な改善が必要。	0
合計	13

【項目別評価】

項目名	判定結果
1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 診療事業及び福祉事業	
① 質の高い医療・療育の提供	A
② 患者・家族の視点に立った医療・療育の提供	A
③ 患者が安心できる医療・療育の提供	A
(2) 成育支援事業・療育支援事業	A
(3) 臨床研究事業	A
(4) 教育研修事業	A
(5) 災害時等における活動	A
2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A
(2) 業務運営の見直し及び効率化による収支改善	A
3 予算、収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 6 剰余金の使途	B
7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 人事に関する計画	A
(2) 職員の就労環境の整備	A
(3) 医療機器・施設整備に関する事項	A

1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 診療事業及び福祉事業

① 質の高い医療・療育の提供

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

小児高度専門医療施設として、質の高い医療・療育の提供に努めたことを評価し、Aと判定した。

〔評価に当たっての意見，指摘等〕

〈高度で専門的な医療への取組及び政策医療の適切な実施〉

- 新たに日本アレルギー学会アレルギー専門医教育研修施設として認可されたこと，県内の先天性心疾患のほとんどにあたる123名の心血管手術を行っており，宮城県の小児医療の基幹病院として年度計画を上回る業績と考えられる。

〈高度な療育サービスの提供〉

- 拓桃においては，個別支援計画を多職種で検討をし，作成しており，チーム医療の実践がなされている。

〈クリニカルパスの活用とEBMの推進〉

- 今後の課題としてはパス適応率向上と考える。ケア標準化推進委員会を設置して取り組みを進めているので，その成果を期待したい。

〈退院サマリーの作成〉

- 退院2週間以内の退院サマリー作成率の向上は評価できる。

〈地域医療連携の推進〉

- 地域医療連携の推進においては，逆紹介率は年々増加傾向ではあるが，高度な専門的治療終了後は速やかに地域の医療機関に紹介し連携を図っていく事をさらに推進していかれることを望む。

②患者・家族の視点に立った医療・療育の提供

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

インフォームド・コンセント³及びインフォームド・アセント⁴を適切に実施し、患者・家族の視点に立った医療・療育の提供に努めたことなどを評価し、Aと判定した。

〔評価に当たっての意見、指摘等〕

〈分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり〉

- インフォームド・コンセント重視の姿勢は当然のことではあるが評価される。

〈患者の価値観の尊重〉

- 「院長さんきいて！」などの意見箱の設置，対応を含め平成27年度の患者相談件数が2,787件であり，これらへの分析，迅速対応など，十分評価できると考えられる。

③患者が安心できる医療・療育の提供

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

委員会や研修会の実施を通して、医療安全対策や院内感染防止対策の充実を図るなど、患者が安心できる医療・療育の提供に努めたことなどを評価し、Aと判定した。

〔評価に当たっての意見、指摘等〕

〈医療安全対策の充実〉

- インシデント件数及びレベル3a以上が減少しており評価できる。

³ インフォームド・コンセント：診療に当たって、医療側が、患者に対して診断結果に基づく病状、治療の内容、目的、危険性、成功の確率及び他の治療方法などを説明し、患者の同意を得ること。患者の自己決定能力が前提となっており、未成年者などの場合には保護者へのインフォームド・コンセントも必要である。

⁴ インフォームド・アセント：小児患者の治療に際して、自己決定能力があるとはみなされない子供に対して、その理解力に応じて病名や、治療、検査、処置などの内容を分かりやすく説明し、本人の了解を得ること。

〈院内感染防止対策の充実〉

- 院内感染防止対策の充実に関しては、適切な研修が行われ、職員の知識・スキルの向上が図れている。ICTの活動が適切に行われ、アウトブレイクは起きていない。

(2) 成育支援事業・療育支援事業

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

チャイルド・ライフ・スペシャリストや子ども療養支援士、医療ソーシャルワーカーなどの各種専門スタッフと関係機関との連携、協力により、患者と家族の心理的・社会的支援に努めたことなどを評価し、Aと判定した。

〔評価に当たっての意見、指摘等〕

〈成育支援専門職の育成向上と情報の発信〉

〈望ましい療養・療育環境の提供〉

- 児童発達管理者の増員、「育務だより」、「保育だより」の配布、月一回のスタッフ会議での活動状況報告などを行いながら年間の行事回数 43 回を行っており高く評価できる。特に、CLS⁵と CCS⁶対応件数が大幅に増加しており支援事業の活発な活動が評価できる。また、在宅療養の増加がみられる。
- 福祉型障害児通所施設や保護者のニーズを把握し、よりよい診療や訓練が行えるよう、さらなる連携をお願いする。

(3) 臨床研究事業

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

倫理委員会において、新たな臨床研究の承認に努めたことなどを評価

⁵ CLS : チャイルド・ライフ・スペシャリスト (Child Life Specialist) の略

し，Aと判定した。

〔評価に当たっての意見，指摘等〕

〈臨床研究の推進〉

- 倫理委員会を通して臨床研究および治験が活発に行われている様子であり，評価できる。

〈治験の推進〉

- 質の高い治験を推進するために，治験事務局，診療部での受託協議，治験審査委員会などの体制は整っている。平成 27 年度に新たな治験の受託はなく，治験の推進という意味では，今後の課題と考える。

(4) 教育研修事業

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

研修医，専門研修医を積極的に受け入れ，質の高い医療従事者の養成に努めたことなどを評価し，Aと判定した。

〔評価に当たっての意見，指摘等〕

〈質の高い医療従事者の養成〉

- 初期研修医 7 人，後期研修医 9 人が研修中であり，東北大学との連携，新看護体制導入など高い評価ができる。

〈東北大学との連携講座の推進〉

- 東北大学との連携講座が一講座増えて，拓桃との統合に当たり，東北大学との連携をより強固なものとした。

〈療育拠点施設としての機能の充実〉

- 県内の特別支援学校の教師が経管栄養や痰の吸引ができるようにしようという「医療的ケア推進事業」が拓桃などで行われてきたが，あまり進展がない。医療的ケア推進事業実務者研修

⁶ CCS：子ども療養支援士（child care staff）の略

会（宮城県教育庁主催）を2日実施したと報告されているが、医療的ケアを要する障害児のために、この事業にもっと力を入れて欲しい。

（5）災害時等における活動

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

災害用医薬品や患者用食料の備蓄や、事業継続計画（BCP）を策定し、災害時の対応に努めたことなどを評価し、Aと判定した。

〔評価に当たっての意見、指摘等〕

- スマートエネルギーシステムの導入など近代化を進めており、高く評価できる。
- 災害時であっても病院の機能を維持できるように災害用医薬品や患者用食糧を7日分備蓄したことは評価できる。今後は、職員用食糧も含めた十分な食糧備蓄に努めてほしい。

2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

（1）効率的な業務運営体制の確立

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

組織の改正や適正な職員の確保・配置を行い、効率的な業務運営体制の確立に努めたことなどを評価し、Aと判定した。

〔評価に当たっての意見、指摘等〕

〈効率的・効果的な組織の構築〉

- 移転統合後の効率的な組織の改正は評価できる。

〈職員の配置〉

- 拓桃の移転統合に伴う職員の移動、採用は適切に行われたよう見える。

(2) 業務運営の見直し及び効率化による収支改善

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

病床コントロールなどを行い、平均在院日数の短縮や新規患者数の増加を図るなど、病床の効率的な利用の推進に努めたことなどを評価し、Aと判定した。

〔評価に当たっての意見、指摘等〕

〈業務運営の見直しや効率化による収支改善〉 〈収益確保の取組〉

- 患者数は増加しており、県外からの患者が増えた。こども病院の病床稼働率は横ばいであるが、妥当な水準と思われる。拓桃については、今後、稼働率を上げ、平均在院日数を減らす方向で検討してほしい。

〈業務運営コストの節減等〉

- 人件費比率が、平成24年度から増加傾向にあり、平成27年度83%となっている。人件費比率の増加について、何らかの対策を講じる必要がある。

3 予算、収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 6 剰余金の使途

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

医業収益が減額し、医業費用が大幅に増額したものの、支出の抑制・削減に努めたことなどを評価し、Bと判定した。

〔評価に当たっての意見、指摘等〕

- 医業収益が減額し収支が悪化した。B評価が平成25年度から続いており、高度医療の質を低下させずに収支改善に取り組むという難しい課題を抱えている。

- 数値の上では、超低出生体重児の減少に伴い、新生児科医の延入院患者数が20%減少したことが大きな原因と考えられる。この原因として、平成27年度の超低出生体重児の出産の数が全体として低下しており、この領域では2次救急であるこども病院への搬送の減少が考えられ、拓桃との統合工事中の成績と考えると十分計画どおりの成果と評価できる。
- 医業収益が減額、医業費用が大幅増となっており、何らかの対策が必要と考える。

7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

(1) 人事に関する計画

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

専門性の向上に配慮した人材の確保や人事評価による給与決定に努めたことなどを評価し、Aと判定した。

〔評価に当たっての意見、指摘等〕

〈方針〉

- 人事評価による給与決定に今後も努めてほしい。
- 拓桃の業務を適正に運営するために、業務に精通した宮城県からの派遣職員の配置や移転統合後に安定的な療育サービスの提供ができるように、こども病院の看護師等の計画的な人事異動を実施したことは評価できる。

(2) 職員の就労環境の整備

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

職員の健康相談・メンタル相談を実施し、職員の就労環境の整備に努めたことなどを評価し、Aと判定した。

〔評価に当たっての意見，指摘等〕

〈職員の就労環境の整備〉

- 看護師の低い離職率を維持している。
- 院内保育所の整備を検討中とのことだが，職員確保の意味でも早急に院内保育所を開所すべきである。

(3) 医療機器・施設整備に関する事項

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

各部署とのヒアリング，医療機器・診療材料検討委員会で審議・決定を経て適切な整備に努めたことなどから，Aと判定した。

〔評価に当たっての意見，指摘等〕

〈医療機器・施設整備に関する事項〉

- 機器の充実に積極的な取り組みが見られ高く評価できる。

[別 紙]

地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する 評価の考え方について〈抜粋〉

平成19年1月29日
一部改正平成28年7月4日
地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会

この「評価の考え方」は、地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会（以下「委員会」という。）が行う地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「法人」という。）の業務実績評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 評価の基本方針

法人の業務運営の改善やサービス水準の向上等に資するため、法人の業務に関し、公共性及び透明性を確保するべく、県民の視点に立って、財務評価のみならず、社会的な観点からも評価を行うこととし、その評価の種類は、次の2つとする。

(1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価

当該事業年度における中期計画の実施状況の調査・分析をし、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的に評価するものとする。

(2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価

当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査・分析をし、当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的に評価するものとする。

2 各事業年度に係る業務の実績に関する評価の方法

中期計画等に掲げた項目ごとに行う「項目別評価」と業務実績全体の状況について行う「全体評価」の2つを併せて行うものとする。

(1) 項目別評価

項目別評価は中期計画及び年度計画の個別項目ごとの進捗状況について、次により評価するものとする。

① 業務の実施状況を幅広く把握し、可能な限り客観的な評価の実施に努める。

〈留意点〉

*業務実績の目標数値がある場合にはその達成度合、定性的な目標の場合には具体的な業務実績を把握して評価する

*業務実績については、数量だけで判断するのではなくその質についても考慮する

*業務実績に影響を及ぼした要因、予期せぬ事情の変化等についても考慮する

*業務実績と中期計画・年度計画との間に乖離が生じた場合にはその発生理由等を把握し、その妥当性等について評価する

*予算・収支計画について実績と計画との間に大きな差異がある場合にはその発生理由等を把握し、その妥当性等について評価する

*経年比較が可能な事項については、適宜その結果を参考にして評価する

*財務内容の評価に当たっては、法人から提出される財務諸表等を参考とする

② 判定基準として、以下の5段階で評定し、原則としてその理由を付記する。

〈判定基準〉

「S」：中期計画・年度計画を大幅に上回っている

「A」：中期計画・年度計画を上回っている

「B」：中期計画・年度計画に概ね合致している

「C」：中期計画・年度計画をやや下回っている

「D」：中期計画・年度計画を下回っており、大幅な改善が必要

(2) 全体評価

全体評価は、(1)の項目別評価の結果を踏まえ、次のような観点から中期計画の進行状況や達成度について、記述式により評価するものとする。

- ① 法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、県民の健康の確保及び増進にどの程度寄与されたか。

〈留意点〉

* 周産期・小児医療分野における高度専門医療及び高度な療育サービスの集約的な提供や県全体の周産期・小児医療、療育水準の向上を図るといった、県の担うべき、政策医療・療育が確実に実施されているか

* 患者・家族の視点に立った県民に満足される安心・安全で質の高い医療・療育の提供、質の高い医療従事者や療育関係職員の養成に努めるなど、県民の医療・療育需要の変化に的確に対応するための取り組みを行っているか

- ② 地方独立行政法人制度の基本理念である公共性、透明性及び自主性の視点から、適正かつ効率的に業務を実施されたか。

〈留意点〉

* 県民に対する説明責任を重視し、病院・施設の運営状況等を明らかにするよう努めるなど、透明性が図られているか

* 目標とする業績を達成できるよう、法人の業務・組織の全体的な効率化が図られているか

* 法人としての利点を生かした自律的・弾力的な業務運営がなされているか

(3) 具体的な実施方法

次の手順により評価を行うものとする。

① 法人

◇ 毎年6月末までに前年度の業務の実績を明らかにした報告書を作成し、委員会へ提出する。

◇ 業務実績を自己点検し、その状況を項目ごとに自己評価（(2)の②の判定基準を準用し、評価に至った理由等を付記）するとともに、委員会における評価の際に参考となるよう、必要に応じ、関係する客観的な資料を提出する。

② 委員会

◇ 法人の自己点検・評価等を踏まえ、法人からのヒアリングなどを通じ、調査・分析をし評価を行う。

◇ 評価（案）を作成し、法人に提示するとともに、評価（案）に対する申し出の機会を付与する。

◇ 評価結果を決定したときは、その内容を法人に通知するとともに、必要があると認めるときは、業務運営の改善その他の勧告をする。

◇ 法人への通知に係る事項を県に報告するとともに、公表する（県はその旨を議会に報告する）。

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会 名簿

【評価委員会委員】

(五十音順・敬称略)

氏 名	職 名 等	備 考
荒 ひろみ	患者・家族の代表	
大 村 清	社会福祉法人なのはな会 仙台市なかよし学園長 兼あおぞらホーム園長	
奥 村 秀 定	公益社団法人宮城県医師会常任理事 (虹の丘小児科内科クリニック院長)	
木 村 芳 孝	東北大学大学院医学系研究科・医工学研究科教授	副委員長
土 屋 滋	学校法人東北文化学園大学理事長 兼東北文化学園大学長	委員長
増 子 はるみ	仙台市赤十字病院看護部長	
八 島 徳 子	公認会計士	